

北九州市監査公表第26号

令和3年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
交通局
- 3 監査の期間
令和2年11月6日から令和3年5月27日まで
- 4 監査公表の時期
令和3年7月30日（令和3年監査公表第17号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 交通局

監査の結果	措置状況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>拾得物の取扱いについて</u></p> <p>(営業推進課)</p> <p>市営バスの車内等で発生した拾得物の取扱いに係る文書のうち、処理経過を記録した拾得物整理簿の一部について、保存期間満了前に廃棄していた。</p> <p>また、拾得物の取扱い手続きにおいて、決裁すべき者の決裁を受けることなく、警察署長に拾得物を提出し、所有権取得後に還付を受けた物品を処分していた。</p> <p>市交通局拾得物取扱規程では、各営業所には、拾得物整理簿を備え付けなければならないとされている。</p> <p>また、市交通局文書規程で準用する市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、直ちに事務改善会議を開催し、課内の全職員に対し、文書事務のあり方について周知した。特に、指摘のあった文書管理については、適正な文書保管及び管理の徹底を指示した。</p> <p>また、拾得物の取扱い手続きにおいて必要な決裁処理を明記した業務マニュアルを整備し、関係職員に周知することで事務処理の適正化を図った。</p> <p>さらに、令和3年3月25日に業務マニュアルを活用した課内研修を実施し、今後、同様の事案が発生することのないよう再発防止に努めた。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和3年3月22日に行った局内係長職以上の幹部会を通して、指摘事項を踏まえた再発防止策について共有した。</p>